

令和7年度 定例報告に係るFAQ【歯科】

●定例報告の全般的事項

Q1：なぜ、自己点検を行うのですか。

A1：届出している施設基準については、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、速やかに変更の届出を行うこととされています。

定例報告においては、8月1日時点の届出状況について自己点検をお願いするものです。

なお、定例報告時期に限らず、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、速やかに変更の届出を行ってください。

参考通知：○保医発 0305 第5号（令和6年3月5日付け）

第3 届出受理後の措置等

- 1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。

○保医発 0305 第6号（令和6年3月5日付け）

第3 届出受理後の措置等

- 1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、保険医療機関又は保険薬局の開設者は届出の内容と異なった事情が生じた日の属する月の翌月に変更の届出を行うものであること。

Q2：届出を行っている施設基準について自己点検を行った結果、要件を満たしていない施設基準が確認されました。どのように報告したらよいですか。

A2：「〔歯科〕施設基準の適合性の確認について（報告）」の「＜要件を満たしていない施設基準名＞」欄に該当する施設基準名を記載していただき、併せて辞退届を提出してください。

なお、下位区分への変更が必要な場合は上記報告様式へ同様に記載し、変更届の提出をお願いします。（具体的な手続き方法については、所在地を管轄する各府県事務所（大阪府は指導監査課）へご照会ください。）

Q3：届出を行っている施設基準について自己点検を行った結果、全て要件を満たしていることを確認しました。何か提出しなければいけないのでしょうか。

A3：「〔歯科〕施設基準の適合性の確認について（報告）」の提出は不要です。なお、STEP1の「歯科様式作成ツール」に医療機関コードを入力することで、必要な報告様式が確認できます。

Q 4 : 届出が不要である施設基準（明細書発行体制等加算等）について、自己点検や報告が必要でしょうか。

A 4 : 自己点検は必要です。届出が不要である施設基準（明細書発行体制等加算等）のみ要件を満たさない場合は、「〔歯科〕施設基準の適合性の確認について（報告）」の「ア」に該当するため、提出は不要です。

Q 5 : 届出事項について変更（従事者の変更等）が生じていた場合、何か手続が必要でしょうか。

A 5 : 平成30年度診療報酬改定以降は、従事者等に変更があっても、施設基準を満たしている場合には変更の届出が不要となりました。

ただし、神経学的検査、精密触覚機能検査、画像診断管理加算1、2、3及び4、歯科画像診断管理加算1及び2、麻酔管理料（Ⅰ）、歯科麻酔管理料、歯科矯正診断料並びに顎口腔機能診断料について、届出している医師に変更があった場合等、その都度届出を行う必要があります。

なお、CAD/CAM装置（連携する歯科技工所もしくは当該技工所が使用する装置）に変更があった場合の届出は、令和2年5月7日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その9）別添2 問15」により不要となりましたが、使用するCAD/CAM装置について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく届出が行われている機器であること、CAD/CAM冠用材料との互換性が制限されない機器であること等について自院で確認を行う必要があります。

（※ 届出事項の変更届は、該当する届出様式（届出書添付書類）を用いて届出を行います。

その際、別添7（基本診療料の場合）又は別添2（特掲診療料の場合）の届出書に「変更届」である旨及び「変更の理由」を簡単に記載（例「従事者の変更」等）していただき、該当する届出様式（届出書添付書類）と共に1部提出してください。）

Q 6 : 報告の方法は、紙による報告以外に何がありますか。

A 6 : 一部の様式については、電子申請による報告が可能です。

＜電子申請が可能な報告様式＞

- ・施設基準の適合性の確認について（報告）

※電子申請画面上は「届出の現況確認」と表示されます。

- ・書類番号1～4【別紙様式5】、【別紙様式12】、【別紙様式26】、【別紙様式27】

※電子申請にあたっては、専用の「定例報告マクロツール」の利用が必要です。

Q 7 : 郵送で提出する場合、報告書はどこへ提出すればよいのでしょうか。

A 7 : 管轄の近畿厚生局各府県事務所（大阪府は指導監査課）あて提出してください。

なお、封筒の表面には、朱書きで「定例報告在中」と記載してください。

Q 8 : 郵送で定例報告を提出する際に、他の届出書を一緒に送付してよいのでしょうか。

A 8 : できる限り別送付としていただくようお願いします。なお、併せて送付される際は送付書等に提出物を記載し、添付していただくようお願いいたします。

Q 9 : 各様式中の「医療機関コード」欄は、どのように記載するのでしょうか。

A 9 : 7 桁の指定通知書の番号を記載してください。

Q10 : 報告書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

A10 : 令和 7 年 8 月 29 日 (金) までに提出してください。

●個々の報告書類に関する事項

1. 「書類番号 1」選定療養及び歯科衛生実地指導等の実施状況報告書（別紙様式 5）関係

Q11 : これまで報告を行っている価格と相違はないが、報告の必要はありますか。

A11 : 前年 8 月 1 日から当年 7 月 31 日の間に全項目の診療実績がない場合は、報告の必要はありませんが、期間内に診療実績がある場合には、価格の変更がない場合であっても報告は必要です。

Q12 : これまで報告を行っている価格と相違がある場合、何か手続きが必要でしょうか。

A12 : これまでの報告と価格の相違がある場合には、定例報告とは別に、速やかに変更の報告が必要です。

2. 「書類番号 4」歯科点数表の初診料の注 1 の施設基準に係る報告書（別紙様式 27）関係

Q13 : 歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施設基準の届出を行っていますが、報告の必要はありますか。

A13 : 院内感染対策の実施状況等について毎年報告が必要です。

Q14 : 常勤歯科医師の院内感染防止対策に関する研修の受講歴について、4 年以内の受講について記載することとなっていますが、8 月 1 日時点で 4 年以内ということでしょうか。

A14 : 8 月 1 日時点で、過去 4 年以内に受講している研修を記載してください。

3. 「書類番号 7」歯科外来・在宅ベースアップ評価料 賃金改善実績報告書（別添）関係

Q15 : 歯科外来・在宅ベースアップ評価料の届出を行っていますが、報告の必要はありますか。

A15 : 前年度における賃金改善の取組状況について、毎年報告が必要です。

（ 記載方法 ）

Q16：報告書の記載方法について教えてください。

A16：厚生労働省ホームページ「ベースアップ評価料等について」において、報告書の記載例等が掲載されておりますので、こちらをご覧ください。

・リンク先：

[「ベースアップ評価料等について」\(厚生労働省ホームページ\)](#)
[「記載例」\(診療所及び歯科診療所用\)](#)

（ 提出方法 ）

Q17：賃金改善報告書の提出方法について教えてください。

A17：ベースアップ評価料の賃金改善報告書については、原則、メールにてご提出ください。

提出先のメールアドレスは、報告書の記入後に、エクセル右側枠外に表示されます。

メール提出時は、報告書（エクセルファイル）のファイル名に「医療機関コード」「報告対象年度」を記載していただき、メールに添付の上、ご提出ください。また、メール本文にも、署名等により医療機関名及び連絡先を記載いただきますようお願いいたします。

＜ファイル名の例＞ 9999999_ベースアップ評価料報告 R6. xlsx

Q18：提出する際は、他の報告書と一緒に送付してよいでしょうか。

A18：メールには、「ベースアップ評価料」の報告書のみを添付していただき、他の報告書は、郵送もしくは電子申請にてご提出ください。